

2024年度に入って以降の賃金の動向について

<ポイント>

1. 2024年春季労使交渉(以下「春闘」という。)の最終集計では、定期昇給を含む賃上げ率で前年比+5.10%、ベアで+3.56%と、それぞれ33年ぶりの高水準となった(図1)。こうした高い賃上げ率が、徐々に実際の賃金支払額に反映され、物価の影響を考慮した購買力ベースの賃金(以下「実質賃金」という。)も徐々に改善していくことが期待されている。本稿では、こうした賃上げを踏まえた、2024年度に入って以降の賃金の動向について考察していく。
2. まず、毎月勤労統計調査の名目賃金(現金給与総額)の構成をみると、2023暦年時点では、フルタイム労働者が約7割、パートタイム労働者が約3割となっており、フルタイム労働者の現金給与総額については、所定内給与のシェアが約74%、残業代など所定外給与が約6%、ボーナスなど特別給与が約20%となっている(図2)。パートタイム労働者の現金給与総額は、所定内時給(2023年1,319円)と総実労働時間(同79.3時間)で規定される。ここで、毎月勤労統計調査におけるパートタイム労働者比率については、緩やかな上昇傾向が続いており、現金給与総額でみて、賃金水準が相対的に低いパート労働者の比率が高まることにより、平均の賃金上昇率が押し下げられる(図3)。ただし、事業所統計である毎月勤労統計調査では、ある雇用者が1つの副業を行っている場合、仕事数ベースで2人とカウントされ、副業は短時間の労働であることから、副業・兼業が進む過程では、パートタイム労働者比率の押し上げ要因として効くという特徴がある¹(図4)。こうしたことから、賃金の評価に当たっては、フルタイム、パートタイムという就業形態別の動向をみていくことも重要である。
3. 以上を踏まえ、2024年6月までの就業形態別の実質賃金の動向について確認していきたい^{2 3}。ここでは、実質賃金を求める際のデフレーターについては、各国の扱い⁴と同様に、消費者物価指数の総合を用いる⁵。まず、事業所規模5人以上について、パートタイム労働者の時給をみると、2023年7月以来、12か月連続で前年比プラスとなっている(図5)。労働需給がひっ迫していることに加え、近年の高い最低賃金の伸びが影響している。企業の高い人手不足感は継続することが見込まれること、また、秋以降、最低賃金の引上げによる押し上げが期待されることから⁶、引き続き、パート時給の堅調な動きが継続することが期待される。
4. 次に、フルタイム労働者の月給として、まず現金給与総額の実質値をみると、振れを伴いながら、前年比のマイナス幅が縮小傾向にあり、2024年6月は、夏季ボーナスを含む特別給与が高い伸び(名目値で前年比プラス7.7%)となったことから、プラス2.0%と13か月ぶりに増加に転じた。振れの大きい特別給与を除く定期給与や、さらに所定外給与を除く所定内給与でみると、持ち直し傾向

¹ 実際、世帯調査であり、人ベースの雇用者数を捉えた「労働力調査」で、週労働時間が35時間未満の雇用者の比率や、パート・アルバイトの比率をみると、長期的には、毎月勤労統計と同様、上昇傾向にあるが、近年は頭打ちの傾向がみられる(図4参照)。

² 毎月勤労統計調査の結果公表は、ある時点までに提出された調査票を速報値、その後追加された調査票を加えて集計した確報値と、2回に分けて行われ、このレポートにおいては、6月の速報値の結果をもとに作成している。なお、速報値と確報値の改定差については補論1を参照。

³ フルタイム労働者の現金給与総額、定期給与、所定内給与、パートタイム労働者の時給について、消費者物価指数(総合)で除した実質値の前年比については、内閣府の月例経済報告関連HPにデータベースとして掲載している(<https://www5.cao.go.jp/keizai3/getsurei/realwage.xlsx>)。

⁴ 例えば、アメリカは、名目賃金は時間当たり賃金、物価は消費者物価の総合、英国は、名目賃金は週平均賃金、物価は消費者物価の総合、ドイツは、名目賃金は月間平均賃金、物価は消費者物価の総合となっている(「月例経済報告等に関する関係閣僚会議資料」を参照)。

⁵ 「毎月勤労統計調査」においては、名目賃金の実質化に際して、消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)が用いられている。これと、消費者物価指数(総合)の関係については、補論2を参照。

⁶ 2024年7月25日に、中央最低賃金審議会の答申において、全国加重平均の目安額1054円(前年から約5%の引上げ)が示されたところであり、この答申を参考にしつつ、各地方最低賃金審議会の審議を経て、各県の最低賃金が決定され、10月以降、適用されることとなる。

が着実に継続しており、2024年6月は両者ともに前年比マイナス 0.2%まで減少幅が縮小している(図6)。さらに、事業所規模30人以上でみると、定期給与は2024年5月、所定内給与は同4月にそれぞれ26か月ぶりに前年比に既にプラスに転じ、回復傾向が続いていることがわかる。こうした背景には、フルタイム労働者の所定内給与に、春闘の賃上げ結果が徐々に反映されていることが挙げられる。過去のパターンでは、6月半ばまでに3分の2の企業が賃金改定を実際の賃金支払に反映させ始めており、こうした動きが、実質賃金の持ち直しにもつながっているとみられる(図7)。また、30人以上事業所で持ち直しが先行している点については、大企業の労使間交渉が中小企業よりも比較的早くに行われ、改定後賃金が反映されている可能性が考えられる。今後も、過去のパターンに基づけば、7月半ばまでに8割超、8月半ばまでに9割超の企業が賃金改定を実際の賃金支払に反映させると見込まれること等から、フルタイム労働者の実質賃金の持ち直し傾向は継続することが期待される。

5. ここで、フルタイム労働者とパートタイム労働者を合わせた就業形態計の実質賃金(消費者物価指数(総合)で実質化)をみると、6月は、5人以上の事業所で前年比プラス 1.5%と 18 か月ぶりにプラスに転じた(図8)。また、毎月勤労統計調査上の持家の帰属家賃を除く総合で除した実質賃金は、5人以上事業所で前年比プラス 1.1%と 27 か月ぶりに増加に転じた。6月の値は、上述のとおりボーナスの高い伸びがけん引していることに加え、現時点では速報段階であることから、パートタイム労働者比率が過小評価されている可能性等に留意が必要であるが、就業形態計でも、実質賃金の持ち直しは着実に進んでいると評価できるだろう。
6. ここで、今後の実質賃金を考えるにあたり、分母の消費者物価の動向を確認する。消費者物価上昇率(総合)は、2023年1月にピークとなる前年比4.3%となった後、食料品の価格上昇の一服もあって、上昇幅が徐々に縮小し、2023年11月以降は2%台が継続している(2024年6月は2.8%)。2024年7月は、東京都区部の結果を踏まえると、激変緩和措置の終了に伴う電気・ガス代の上昇の一方で、食料品価格の上昇幅の縮小が続くことから、6月からやや伸び幅が縮小すると見込まれる。その後、政策要因としては、酷暑乗り切り緊急支援による電気・ガス代の補助により、9月~11月にかけて、総合の前年比上昇率は 0.55%、0.55%、0.34%pt 程度押し下げられると見込まれる(図9)。また、2023年2月の激変緩和措置の開始から1年が経過し、2024年2月以降、消費者物価上昇率の前年比はプラス 0.95%pt 程度押し上げられていたが(いわゆる「前年のウラ」)、2023年10月の激変緩和措置の縮小(半減)から1年が経過することに伴い、2024年10月以降は、この前年のウラによる前年比の押し上げがプラス 0.47%pt 程度に半減することとなる。このほか、燃料油価格の激変緩和措置の年内継続も含め、政策要因としては、今後年末にかけて消費者物価上昇率を抑制する方向に作用する。ただし、2024年前半までの円安進行に伴う円ベースの輸入物価の上昇が、財を中心に消費者物価上昇率を押し上げる可能性については留意が必要である。
7. 最後に、フルタイム労働者の名目所定内給与における産業別の動向を確認すると、人手不足感の高い産業である建設業、運輸・郵便業⁷⁾に加え、医療・福祉で前年比の上昇がみられる(図10)。建設業については、資材価格が高止まりする中でも、公共工事設計労務単価が見直され、全国全職種平均値で前年度比+5.9%の引上げが行われた。加えて、運輸・郵便業では、労働者の多くを占めるトラック運転手においては、国土交通省が示す「標準的な運賃」⁸⁾が改定されるなど、賃上げの原資となる運賃の引上げを通じた労働条件や経営状況の改善が行われている。なお、こうした賃上げに向けた動きが急速に進んでいる背景として、2024年4月から物流や建築業界等における労働時間の上限規制の特例が適用され、人手不足の深刻化が見込まれることなどから、人手確保や定着強化のための賃上げが実施されたものと考えられる。また、医療・福祉については、賃上げのための加算措置が講じられた診療報酬改定等が6月から反映され始めたことにより、前年比プラス 1.6%となっているなど、今後の公定価格部門における賃金上昇の広がりも期待される。
8. 以上をまとめると、足下の賃金の動向としては、33年ぶりの高さとなった春闘賃上げ率の所定内給与への反映が進み、また堅調な夏季ボーナスもあって、名目賃金の伸びが拡大し、実質賃金の持ち直しも明確になっていることが確認された。今後も、物価動向にもよるが、春闘賃上げの反映が

進むことに加え、公定価格部門への広がり、最低賃金の引上げにより、賃上げの力強い動きが継続することが期待される。引き続き、賃金動向については丁寧に確認していく必要がある。

図1 賃上げ率の長期推移

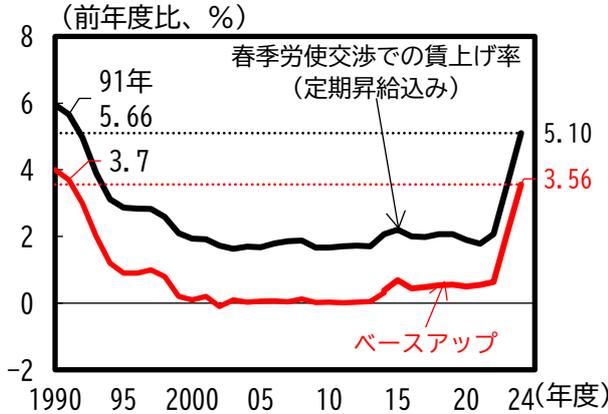


図2 現金給与総額の構成

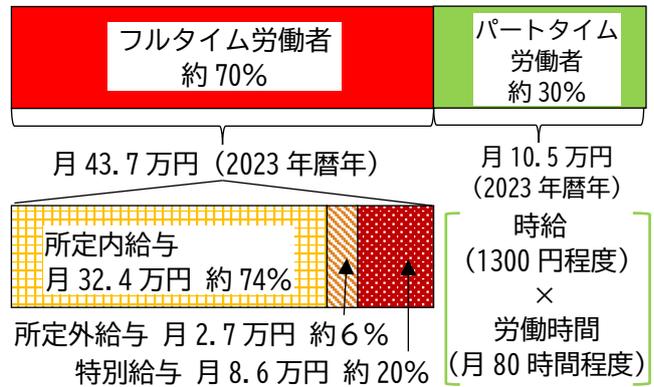


図3 就業形態別の現金給与総額の推移

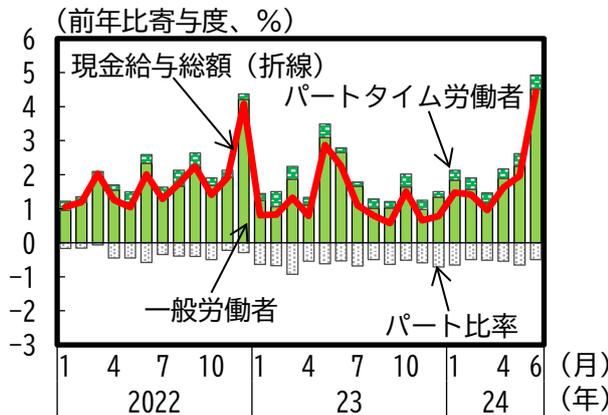


図4 パートタイム労働者比率に関する様々な指標

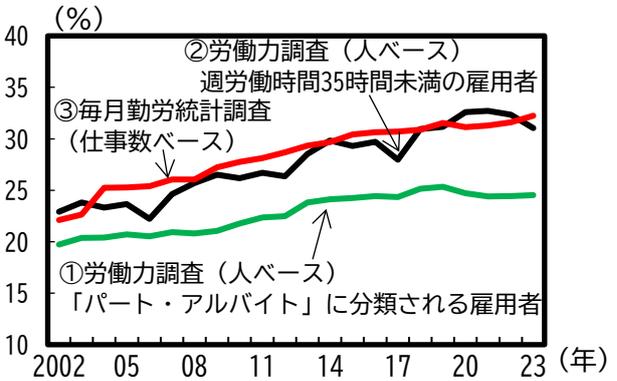
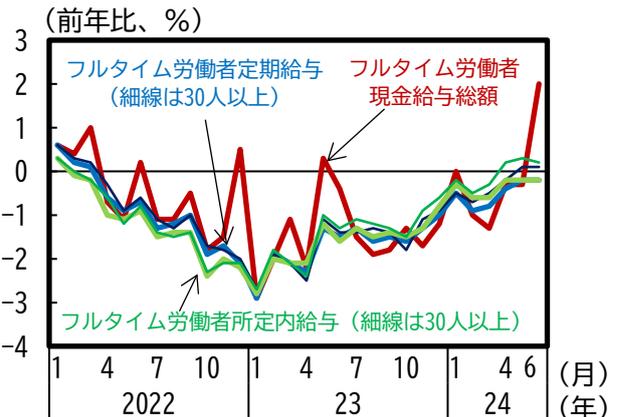


図5 実質賃金の推移(パートタイム労働者)



図6 実質賃金の推移(フルタイム労働者)



⁷ 日本銀行「短観(全国企業短期経済観測調査)」の雇用人員判断DI(「過剰」-「不足」)によると、2024年第II四半期は、全産業はマイナス35である一方、建設業はマイナス57、運輸・郵便業はマイナス55となっており、他産業に比べて相対的に人手不足感が強い。

⁸ ドライバーの労働条件の改善等を図るため、法令を遵守して持続的に事業を運営するための参考となる運賃を示すもの。国土交通省「標準的運賃に係る実態調査結果」によると、全日本トラック協会の会員事業者を対象とした令和6年の調査では、回答者の71%は運賃交渉が実施されたと回答し、うち75%で荷主の理解が得られている。

図7 改定後賃金の支給開始時期

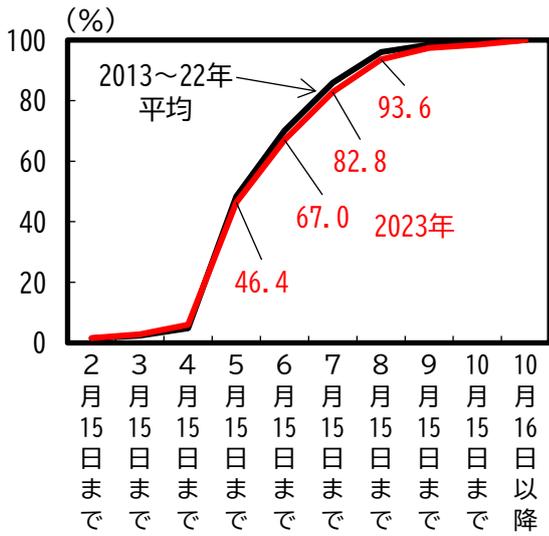


図8 実質賃金(総合)の寄与度分解
(事業所規模5人以上)

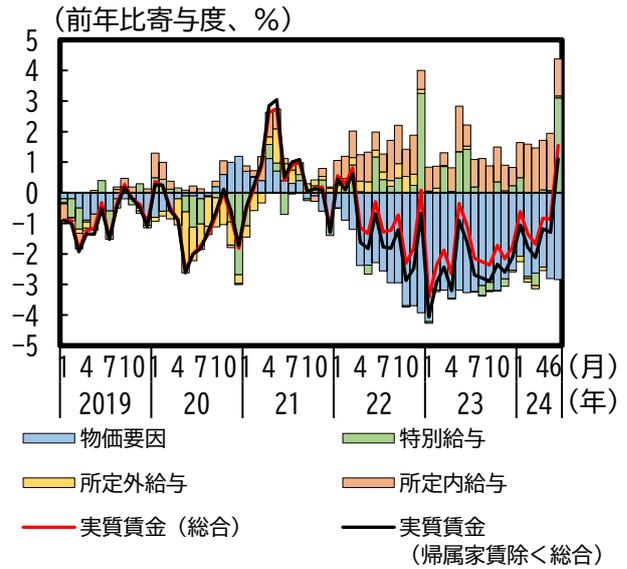


図9 消費者物価指数の寄与度分解

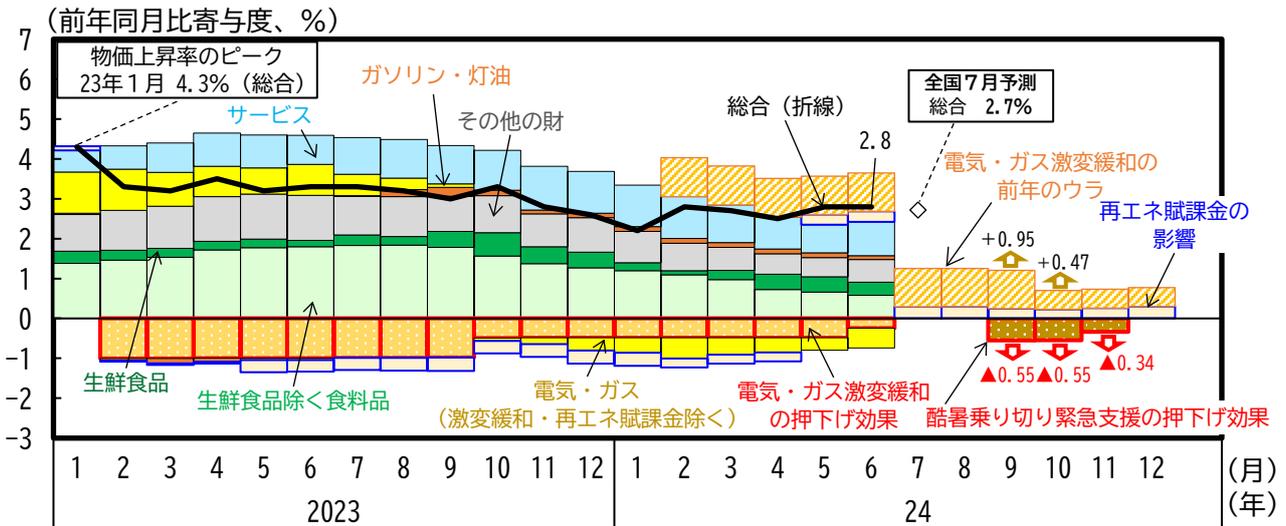
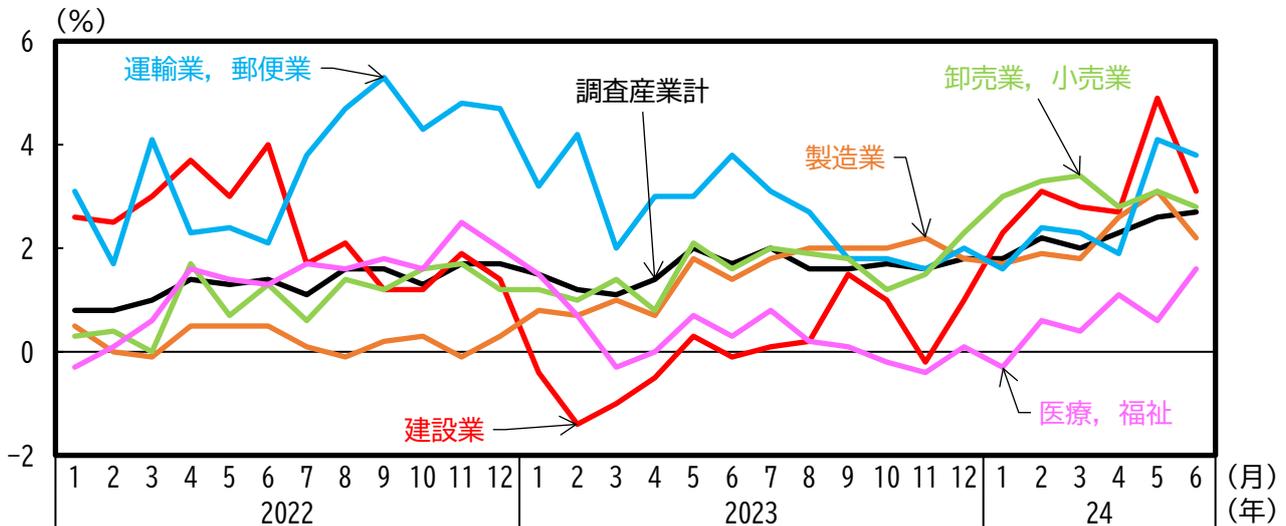


図10 産業別所定内給与



- (備考) 1. 図1は日本労働組合総連合会「春季生活闘争回答集計結果」、中央労働委員会「賃金事情等総合調査」により作成。ベースアップは、2013年度までは賃金事情等総合調査、2014年度以降は春季生活闘争回答集計結果による。
2. 図2は厚生労働省「毎月勤労統計調査」により作成。2023年の値。
3. 図3・図10は厚生労働省「毎月勤労統計調査」により作成。2024年6月は速報値。
4. 図4は厚生労働省「毎月勤労統計調査」、総務省「労働力調査」により作成。
5. 図5・図6・図8は厚生労働省「毎月勤労統計調査」、総務省「消費者物価指数」により作成。2024年6月は速報値。パート時給は所定内給与÷所定内労働時間で算出。
6. 図7は厚生労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査」により作成。調査産業計における「不詳」を除いた合計を100%として割合を算出したもの。
7. 図9は総務省「消費者物価指数」等により作成。

(補論1)毎月勤労統計調査における速報値と確報値の改定差について

速報値から確報値への改定差(以下「速確差」。)について、コロナ禍の影響が大きい2020年を除く2018～2023年の前年比における速確差(パートタイム比率は比率自体の速確差)の平均と絶対値平均の特徴を確認する。

まず、就業形態計の現金給与総額をみると、絶対値平均で0.34%pt、平均ではマイナス0.13%ptと、確報でやや下方改定される傾向があることがわかる。就業形態別には、フルタイム労働者もパートタイム労働者も、ともに速確差の平均はプラスであり、少なくとも下方改定の傾向は確認されない。一方、パートタイム労働者比率については、絶対値平均でも平均でも0.2程度となっている。つまり、確報にかけて、パートタイム労働者比率が上方改定され、結果として、就業形態計の賃金上昇率が下方改定される傾向につながっている⁹。

なお、特別給与は、全体としては、速確差がプラスであり、上方改定の傾向があるが、(5年間と期間は短いものの)6月、12月については、近年下方改定の傾向がある。速報時点では、比較的ボーナスの支給額が多かった事業所が集計され、確報時点ではボーナスが少なかった事業所も集計されることによるものと考えられる。今月の確報についても、過去の傾向と照らし合わせ、注視していく必要がある。

別表 毎月勤労統計調査における速確差

		平均	絶対値平均
就業形態計	現金給与総額	-0.13	0.34
	所定内給与	-0.14	0.26
	所定外給与	-0.36	0.60
	特別給与	0.38(-0.29)	3.77(0.41)
一般労働者	現金給与総額	0.06	0.29
	所定内給与	-0.01	0.14
	所定外給与	-0.11	0.43
	特別給与	0.90(-0.56)	3.62(0.64)
パートタイム労働者	時給	0.20	0.34
	労働時間	0.22	0.31
パートタイム労働者比率		0.21	0.23

※1 ()は各年6月および12月の動向。

※2 値は%ポイント。「確報値」-「速報値」から算出。

⁹ このことは、統計委員会第65回基本計画部会での厚生労働省による配布資料(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/toukei/meetings/kihon_65/siryou_3a.pdf)においても指摘されている。同資料では2014年及び2015年における分析が掲載されているが、近年でもパートタイム比率の速確差がプラスとなる傾向が確認できる。

(補論2)名目賃金の実質化に用いられる消費者物価について

本論では、名目賃金の実質化にあたって、諸外国の扱いも踏まえて、消費者物価指数の「総合」を用いたが、「毎月勤労統計調査」では、従来より、「持家の帰属家賃を除く総合」が実質化に用いられている。持家の帰属家賃とは、実際には家賃の支払いを伴わない自己所有住宅(持家)について、通常の借家や借間と同様のサービスが生産され消費されるものと仮定し、一般市場価格で評価したものである。持家の帰属家賃は消費者物価指数の15.8%を占めているが、長期間にわたり、前年比でゼロ近傍の動きが続いている。物価上昇率が全体として低い中では、「総合」と「持家の帰属家賃を除く総合」の伸び率の差は小さい一方、近年のように、一般物価の上昇が相応にみられる下では、伸びが低い持家の帰属家賃を除く総合の方が、これを含む総合よりも伸びが高くなる(例えば、2024年6月値においては、総合が前年比2.8%、持家の帰属家賃を除く総合は3.3%となっている)。よって、実質賃金については、本論図8のように、近年の物価上昇局面においては、総合で除した場合よりも、持家の帰属家賃を除く総合で除した場合の方が、前年比の伸び率が低くなっている。

消費者物価指数においては、1946年の作成開始当初の総合指数は「持家の帰属家賃を除く総合」であり、1970年に参考系列として「持家の帰属家賃を含む総合」が作成され、1985年の改定において、持家の帰属家賃を含む指数を総合指数とすることとされた。厚生労働省「毎月勤労統計の『共通事業所』の賃金の実質化をめぐる論点に係る検討会 報告書」(2019年9月)によると、毎月勤労統計では、実質賃金指数のデフレーターは当初の総合指数である「持家の帰属家賃を除く総合」を使用してきた経緯もあり、持家の帰属家賃を含む総合が総合指数となった以後においても、時系列接続の観点から、「持家の帰属家賃を除く総合」が使用されている。

以上の点も踏まえつつ、実質賃金の評価に際しては、消費者物価指数の総合で実質化した場合も含めて、多面的に丁寧にデータを確認していくことが重要である。

担当:内閣府 政策統括官(経済財政分析担当)付参事官(総括担当)付

丸田 裕也、辻村 龍仁、豊川 浩気(直通 03-6257-1568)

本レポートの内容や意見は執筆者個人のものであり、必ずしも内閣府の見解を示すものではない。